身体的拘束最小化の推進について

患者さんの尊厳と安全を守るために

当院では、2026 年度診療報酬改定に基づき、「身体的拘束最小化推進体制加算」を算定しています。

身体的拘束は、患者さんの安全確保のためにやむを得ない場合を除き、原則として行わないことを基本方針としています。

当院の取り組み

- ✅ 身体的拘束を最小限にするための院内方針を整備しています
- ✅ 医師・看護師・多職種による「身体的拘束最小化チーム」を設置しています
- ✅ 定期的なカンファレンス・研修を実施しています
- ✅ やむを得ず身体的拘束を行う場合は、必要性・方法・時間を十分検討し記録します
- ✅ 患者さん・ご家族へ丁寧に説明を行います
- ✅ 身体的拘束を行わないケア方法の改善に継続して取り組みます

身体的拘束とは

以下のように、患者さんの身体の動きを制限する行為をいいます。

・抑制帯の使用
・ミトン型手袋の使用
・ベッド柵による行動制限
・車いすや椅子への固定　など

当院の基本方針

「身体的拘束をしない医療・看護」を目指し、
患者さんの尊厳を大切にした医療を提供します。
ご理解とご協力をお願いいたします。

令和８年６月１日

医療法人社団仁泉会　畑病院

院長　畑　洋一